

講座を受講した場合、経費の一部が受給できます！

自立支援教育訓練給付金

対象者 すべてに該当する方

- 小樽市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親
- 講座の受講が適職に就くために必要であると認められる方
- 母子・父子自立支援プログラム策定を受けている方
- 過去に自立支援促進資金を受給していない方
- 高等職業訓練促進資金貸付金(入学準備金)の貸付を受けていない方



対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の対象となる

「一般教育訓練講座」「特定一般教育訓練講座」「専門実践教育訓練講座」

(※特定一般・専門実践は、専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

指定講座は、「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」にまとめられており、「教育訓練給付制度検索システム」で確認できるほかハローワークでも閲覧できます。講座が指定されているかの確認は講座を開設している教育訓練機関へお問い合わせください。

支給金額 (教育訓練経費 (入学金・受講料等))

	雇用保険支給要件なし		雇用保険支給要件あり		支給上限	
	支給時期	支給割合	支給時期	支給割合		
一般教育訓練講座	受講修了後	60%		60% から 雇用保険 支給割合 を除く	20万円	
特定一般教育訓練講座		60%			20万円	
専門実践教育訓練講座	・受講修了後 または ・受講中 (半年ごとの支給)		受講修了し、雇用保険の支給後	85% (★) から雇用保険 支給割合 を除く	①	40万円 × 修業年数
	追加	修了後資格取得し、1年以内に就職等した場合			25% 追加支給	②

(★)専門実践教育訓練講座の追加給付の対象にならない場合、支給割合は60%になります。

※ 自立支援教育訓練給付金の支給額が12千円以下の場合には支給対象外です。

自立支援教育訓練給付金の手続きのながれ

事前相談

Tel: 0134-32-4111
(内線319)

- ・希望する資格など状況を伺い利用できる制度を案内します。希望する講座が決まっている場合は受講講座のパンフレット、チラシを持参してください。
- ・ハローワークに行き受講講座が教育訓練給付金の指定講座か確認し、支給要件回答書（教育訓練施設名、講座名、指定番号、経費など記載されたもの）を作成してもらいます。

自立支援プログラム策定

生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について個別に2回以上の面談を行い、就業による自立にむけた計画（自立支援プログラム策定）を作成し、受講終了後も適宜連絡を取りながらサポートしていきます。

受講講座指定 申請手続き

審査・決定

受講申込

《提出書類》

- ①母子・父子の戸籍謄本
- ②母子・父子自立支援プログラム策定票
- ③教育訓練給付金支給要件回答書



受講開始後

受講中

受講開始
～
受講終了



専門実践教育訓練指定講座で分割支給を希望した方は半年ごとに分割支給の申請が必要です。

受講修了後
30
日以内

支給申請

審査・支給決定

支給

受講料の
60%

《提出書類》（要予約）

- ①母子・父子の戸籍謄本
- ②講座受講料の支払い領収書
- ③教育訓練給付金受講証明書または教育訓練修了証明書
- ④振込先口座の通帳またはカード
- ⑤印鑑

該当から
30
日以内

専門実践教育訓練講座を受講修了した方

受講修了後1年以内に資格取得し、就職した場合

支給申請

審査・支給決定

支給・決定

受講料の
25%

《提出書類》（要予約）

上記の①②③④⑤の他に資格取得、就職等したことがわかる書類